

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 神奈川県市町村職員共済組合

神奈川県市町村職員共済組合は、横浜市・川崎市を除く神奈川県内の各市町村常勤職員を組合員とし、組合員の掛金と事業主である各市町村の負担金により運営されています。組合は組合員とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、以下の事業を行っています。

- ・短期給付事業・組合員とその家族(被扶養者)の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対する給付事業
- ・長期給付事業・組合員の退職・障害・死亡に対する年金(一時金)の給付事業
- ・福祉事業・健康保持・疾病予防、宿泊施設の運営、宿泊施設利用助成券の発行、貸付などの事業

大和市の常勤職員も神奈川県市町村職員共済組合員となります。(教育委員会に勤務する調理員、庁務作業員の一部の職員は公立学校共済組合員となります。)

(2) 公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)又は通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区 分		平成25年度		平成24年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
公務上の災害	新規認定件数	17	0	25	0
	補償件数	17	0	25	0
通勤災害	新規認定件数	6	0	4	0
	補償件数	6	0	4	0

(3) 職員の健康管理の概要

健康相談は、内科産業医が定期的に、また、保健師が随時受け付けており、多様な相談に応じています。

また、労働安全衛生法による健康診断を定期的に実施し、その結果に基づき、産業医及び保健師が必要な助言や指導を行うなど、職員の健康に配慮しています。

(4) メンタルヘルス対策の状況

メンタルヘルス対策として、精神科産業医(月3回)、臨床心理士(月3回)及び保健師(随時)による健康相談を実施しており、増加するメンタル相談に対応しています。加えて、職場リハビリ制度を実施し、長期療養者の復職支援の充実に努めています。その他、一般職員向けの講習会や管理監督者向けの講習会を開催しています。

(5) セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応状況

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに関する苦情、相談に対応するため、相談員を配置しており、随時相談に応じています。相談を受けた場合、必要に応じて所属長や人事主管課と連携して、対応しています。

また、年に1回ハラスメントに関する講習を行っています。

(6) その他職員福利厚生のための独自の制度(大和市職員互助会)の概要

大和市職員互助会は、地方公務員法第42条の規定に基づき、会員の相互扶助及び福利厚生を増進するために設置された組織で、会員からの会費や手数料等の収入、大和市からの補助金をもとに運営されています。

主な事業としては、文化、教養、保健等に関する自主事業の開催や福利厚生メニューパッケージサービスの活用、また、慶弔給付、健康管理事業助成、生活資金の貸付、団体保険の取扱いなどを行なっています。

平成25年度大和市職員互助会一般会計から

- ・歳入決算額 36,058千円(うち大和市等からの補助金額 900千円)

(7) 公平委員会の業務の状況

① 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成25年度)

職員は、給与等の勤務条件に関して公平委員会に当局が措置を講じるよう要求することができます。

平成25年度 当初係属件数	新規申立 件数	処理件数						平成25年度末 係属件数
		全部 容認	一部 容認	棄却	却下	取下げ	合計	
1	0	0	0	1	0	0	1	0

② 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成25年度)

職員は、懲戒その他のその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

平成25年度 当初係属件数	新規申立 件数	処理件数						平成25年度末 係属件数
		処分 取消	処分 修正	処分 容認 (棄却)	却下	取下げ	合計	
1	0	0	1	0	0	0	1	0

※平成24年度の懲戒免職処分1件が停職処分に修正されました。

③ 苦情処理の状況(平成25年度)

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等の人事管理全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

新規及び継続中の事案はありません。